

食品表示法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○食品表示法（平成二十五年法律第七十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 食品表示基準（第四条・第五条）
- 第三章 不適正な表示に対する措置等（第六条—第十条の二）
- 第四章 差止請求及び申出（第十一条・第十二条）
- 第五章 雜則（第十三条—第十六条）
- 第六章 罰則（第十七条—第二十三条）
- 附則

現 行

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 食品表示基準（第四条・第五条）
- 第三章 不適正な表示に対する措置（第六条—第十条）
- 第四章 差止請求及び申出（第十一条・第十二条）
- 第五章 雜則（第十三条—第十六条）
- 第六章 罰則（第十七条—第二十三条）
- 附則

第三章 不適正な表示に対する措置等

（食品の回収の届出等）

（新設）

第十条の二 食品関連事業者等は、第六条第八項の内閣府令で定める事項について食品表示基準に従つた表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するとき（同項の規定による命令を受けて回収するとき、及び消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるときを除く

。)は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならない。
2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表しなければならない。

第六章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)
- 三 第十条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)
- (新設)